

浦 監 第 301 号
令和 6 年 11 月 15 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 長 野 延 雄

浦安市監査委員 宝 新

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定及び浦安市監査基準により実施した財政援助団体等監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

財政援助団体等監査の結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 監査対象補助金

浦安市老人クラブ補助金

(2) 対象となる団体及び担当部署

補助金交付団体 浦安市老人クラブ連合会

補助金事務の所管課 福祉部 高齢者福祉課

(3) 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された団体の補助金に係る出納その他の事務の執行及び所管課の補助金に係る事務

2 監査の実施期間

令和6年8月2日から令和6年11月11日

3 監査の着眼点

事業が補助金の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、団体に対する指導監督が適切になされているかに主眼をおいて実施した。

4 監査の実施内容

補助金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、所管課から事情を聴取し、会計諸帳簿、証拠書類との照合等を行った。

第2 補助金交付の背景

1 設立、経緯

浦安市老人クラブ連合会は、昭和39年5月に第一老人クラブ（現 江川第一クラブ）、第二老人クラブ（現 猫実若草クラブ）、第三老人クラブ（現 神明パーククラブ）、第四老人クラブ（現 堀江元町クラブ）の4クラブ、会員数565人で創設された。初代会長以降、現在は48クラブ、会員数3,065人で現会長は12人目である。

老人クラブは地域を基盤とする自主的な組織として、生活を豊かにする楽しい活動に加え、地域を豊かにする社会活動にも取り組むこととされている。そのつながりを基盤として、スポーツや文化活動をはじめ、子どもや高齢者への見守り・生活支援、交通安全や悪徳商法の被害防止に関する活動などの幅広い取り組みに広がっている。

浦安市老人クラブ補助金（以下「補助金」という。）を活用しながら、浦安市内の老人クラブ相互の連絡調整を行い、老人クラブの適正にして円滑な運営を期することによって、老人福祉の増進及び地域社会の向上に資する活動を行っている。

老人クラブによっては若年の会員が活動に参加し運営の担い手になっており、具

体的な補助金対象年齢を 55 歳以上と定め補助金を交付している。

2 補助金交付団体の概要

名称 : 浦安市老人クラブ連合会 (以下「連合会」という。)

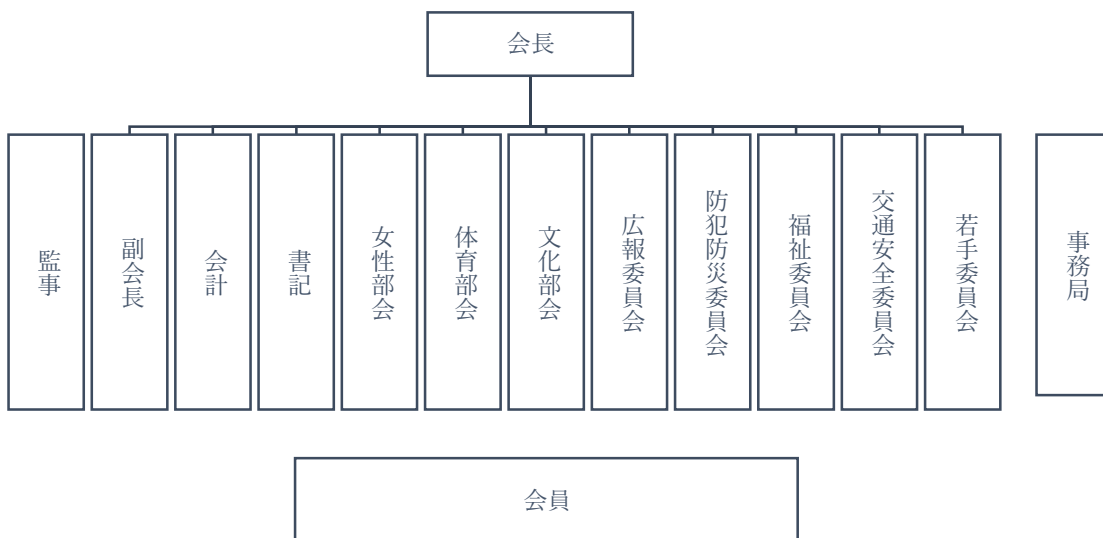
代表者 : 会長 相原 勇二

所在地 : 浦安市猫実一丁目 1 番 1 号 高齢者福祉課

役員数 : (令和 5 年度)

会長	1 名	部会長	各部	1 名
副会長	3 名	委員長	各委員会	1 名
会計	2 名			
書記	2 名			
監事	2 名			

組織 : 下記組織図のとおり (令和 5 年度)



会員数 : 3,065 名 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

連合会の目的達成のため、事業として会則に次のとおり掲げられている。

- ・ 単位老人クラブ相互の連絡調整のための情報の収集、資料の交換及び指導者の研修等単位老人クラブの活動促進に資する各種事業
- ・ 単位老人クラブの健康づくり・介護予防に資する各種事業
- ・ 地域の支援及び支え合いに資する事業
- ・ 公益財団法人千葉県老人クラブ連合会と連携して調査研究、啓発広報活動等単位老人クラブの活動促進に資する各種事業
- ・ その他生きがいと健康づくりに資する等目的達成に必要な各種事業

第3 監査の結果

1 浦安市老人クラブ補助金の概要

(1) 趣旨

市長は、老人福祉の増進を図るため、老人クラブの事業の全部又は一部に対し、浦安市補助金等交付規則及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(2) 補助対象者

単位老人クラブ、老人クラブ連合会

(3) 補助対象事業

補助金の対象となる活動は、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会が実施する文化、親睦及び奉仕に関する事業

(4) 補助金の額

補助対象	補助事業	補助金の額
単位老人クラブ	老人クラブが実施する文化、親睦及び奉仕に関する事業	1 会員数50人未満 年額120,000円以内 2 会員数50人以上75人未満 年額152,000円以内 3 会員数75人以上100人未満 年額168,000円以内 4 会員数100人以上 年額184,000円に2,400円に会員数から100を減じた数を乗じて得た額を加算した額以内
老人クラブ連合会	老人クラブ連合会が実施する文化、親睦及び奉仕に関する事業	年額3,600,000円以内

(令和6年3月31日現在)

(5) 交付申請

補助金の交付申請をしようとする単位老人クラブ又は老人クラブ連合会の会長は、市長の定める期日までに、浦安市老人クラブ・老人クラブ連合会補助金交付申請書に当該年度の予算書及び事業計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

(6) 実績報告

補助金の交付の決定を受けたものは、その事業が完了した、次の年度の4月30日までに、浦安市老人クラブ・老人クラブ連合会事業報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(7) 概算払い

単位老人クラブ又は老人クラブ連合会は、会の運営上必要があるときは、概算払いの方法により補助金の交付を受けることができる。単位老人クラブ又は老人クラブ連合会の会長は、概算払いにより補助金等の交付を受けようとするときは、浦安市老人クラブ・老人クラブ連合会補助金概算払交付請求書を提出しなければならない。

2 補助金の額

【浦安市老人クラブ補助金（浦安市老人クラブ連合会）】

令和5年4月24日	交付申請	申請額：	3,600,000円
令和5年4月27日	交付決定通知	交付決定額：	3,600,000円
令和5年4月27日	補助金概算払交付請求	請求額：	3,600,000円(5/19支払)
令和6年3月31日	実績報告書の提出		
令和6年3月31日	補助金額の確定	確定額：	3,600,000円
		精算額：	0円
令和6年3月31日	概算払精算書の提出		

3 決算状況

令和5年度の収支内訳は、次表のとおりである。

歳入		単位：円	
項目	決算額	摘要	
負担金	803,500	県老連負担金327,900円、市老連負担金475,600円	
市補助金	3,600,000	補助金概算交付	
繰越金	539,893	前年度繰越金	
その他の収入	6,481,480		
内訳	社会福祉協議会助成金	240,000	友愛訪問活動助成金
	3部会会費収入等	3,282,991	女性部会3,038,490円、体育部会221,501円、文化部会23,000円
	事業参加費	73,600	麻雀大会、健康づくりリーダー養成講座参加費
	新年会会費	531,000	参加者52名+来賓等
	雑収入	2,353,889	60周年協賛金、広報誌広告料、県老連助成金 等
合計	11,424,873		
歳出		単位：円	
項目	決算額	摘要	
⑥連合大会費	284,340	会場費、プログラム印刷代 等	
④芸能発表大会費	155,210	会場費、プログラム印刷代 等	
⑤女性部会活動費	317,597	会場費、交通費、資料印刷代 等	
④体育部会活動費	293,312	会場費、大会茶菓代、用具代 等	
④文化部会活動費	318,226	会場費、資料印刷代、用具代 等	
⑥広報委員会活動費	24,941	ホームページ作成用ソフト使用料 等	
③防犯防災委員会活動費	0		
④福祉委員会活動費	1,467	お茶代、ファイル代	
③交通安全委員会活動費	5,460	会場費	
⑥若手委員会活動費	3,960	研修会交通費	
⑥老人クラブ会長等研修費	41,660	老人クラブリーダー必携代、資料印刷代 等	
⑥会議費	266,353	総会・単老会長会議・役員会議等に係る会場費、印刷代 等	
⑥新年会経費	91,310	会場費、プログラム印刷代	
⑥東葛飾地区老連・千葉県老連大会費	66,212	大会出場費、交通費	
③結婚50周年記念祝品贈呈事業	124,220	記念品 等	
④備品購入費	93,587	eスポーツ機器購入費	
⑥参加費	10,000	自治会連合会式典参加費	
⑥通信費	23,818	会議資料送付代等	
⑥消耗品費	124,980	会議資料用プリンタインク、コピー用紙等	
⑤三世代の集い事業費	4,650	チラシ印刷代等	
③雑費	427,240	ペイシニア浦安活動用ユニホーム代	
⑥広報誌・ホームページ作成費	768,895	広報誌作成代、郵送料 等	
④介護予防フェア費・地域医療セミナー事業費	7,070	お茶代	
⑥モバイルWi-Fiレンタル料	54,550	レンタル料	
④麻雀大会事業費	59,698	会場費、運搬代等	
④カラオケ交流会事業費	189,070	会場費、プログラム印刷代 等	
④健康ゲーム教室（eスポーツ）事業費	224,180	会場費、講師謝礼 等	
③防犯スマホセミナー等事業費	40,000	講師謝礼	
⑥60周年記念事業準備諸経費	44,470	会場費、交通費 等	
補助対象経費 計	4,066,476		
補助対象外経費	⑥連合大会費	689,868	お土産代、功労賞受賞者記念品代
	④芸能発表大会費	7,000	昼食代
	⑤女性部会活動費	2,986,616	飲食代等
	④体育部会活動費	215,527	景品代等
	④文化部会活動費	20,682	飲食代等
	⑥広報委員会活動費	3,500	昼食代
	⑥会議費	273,000	役員活動助成金 等
	⑥新年会経費	588,000	飲食代等
	千葉県老連負担金	342,150	県老連会費 等
	⑥東葛飾地区老連・千葉県老連大会費	440,888	飲食代 等
	①友愛訪問事業費	335,468	友愛訪問見舞品（社会福祉協議会助成金対象事業）
	⑤三世代の集い事業費	3,208	景品代等
	③数え100歳祝品贈呈事業	34,500	お祝い品
	交際費	111,867	会長功労金、お礼 等
	⑥広報誌・ホームページ作成費	5,420	飲食代
	④麻雀大会事業費	119,636	飲食代
	④健康ゲーム教室（eスポーツ）事業費	172,638	大会景品、飲食代 等
	⑥60周年記念事業準備諸経費	4,685	土産代
対象外経費 計	6,354,653		
繰越金	1,003,744		
計	11,424,873		

4 事業の実績

令和5年度の補助金対象の計画事業及び実施事業は、次のとおりである。

(1) 連合会

ア 会議の開催

- (ア) 定例総会 (1回)
- (イ) 単老会長会議 (12回)
- (ウ) 役員会議 (14回)
- (エ) 広報委員会 (12回)
- (オ) 防犯防災委員会 (11回)
- (カ) 福祉委員会 (9回)
- (キ) 若手委員会 (11回)

イ eスポーツ体験会及び健康ゲーム指導士養成講習会 (5回)

ウ 三世代eスポーツ大会 (1回)

(2) 女性部会

ア 会議の開催 (12回)

イ 昔の遊び (9回)

ウ 手芸教室 (5回)

エ フォークダンスサークル 第2・第4水曜日 (24回)

オ 社会奉仕活動・高齢者施設訪問 (25回)

(3) 体育部会

ア 会議の開催 (12回)

イ ゲートボールサークル 毎週月～金曜日

ウ グラウンドゴルフサークル 毎週月・金曜日

エ パークゴルフサークル 第3水曜日

(4) 文化部会

ア 会議の開催 (12回)

イ 囲碁将棋サークル 第1～第4月曜日 (43回)

ウ 踊り・祭り踊りサークル

踊り：第2・第4月曜日 祭り踊り：第4木曜日 (41回)

エ ソシアルダンスサークル 第1・第2・第4火曜日 (36回)

オ 唄サークル 歌謡：第2・第3水曜日 民謡：第1木曜日 (37回)

5 連合会への指導・監督等

支出に当たり、団体の会計担当から補助対象経費に該当するか、随時相談を受けているほか、月1回の定例会議の際に会計簿や領収書を確認し、支出内容が補助対象経費に該当するか確認している。

6 補助金交付の成果

幅広く高齢者の生きがいづくり・健康づくりに資する事業を行っており、フレイル予防講習や初心者向けのスマホ教室など、団体ならではの視点でニーズをとらえ、高齢者が参加しやすい事業を行っている。

また、積極的に地域企業や大学と連携して講座を開くほか、研究や広報等に協力することで、事業の幅が広がるともに、広告掲載料や創立記念事業の協賛金により、自主財源の確保につながっている。

7 監査結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 浦安市外での会議等に参加する際の交通費等について、次のとおり内規どおりの運用となっていなかったことから内規についての見直しを求める。

また、内規に沿った運用となっているかの確認に努められたい。(改善事項)

- ① 「交通費請求書」にて請求することとされているが、異なった様式で請求しているものや、請求書がなく、出金伝票上に交通費等を記載しているものがあった。
- ② 自家用車利用時の走行距離に応じて支給される金額の支出について、距離加算方法の相違があった。
- ③ 自家用車利用時の乗車人数に応じて支給される金額を定めているが、「交通費請求書」の単価との相違があった。

(2) 連合会の予算執行における補助対象経費の支出について、令和4年度の支出分を令和5年度の補助対象経費として出金伝票が作成されていた。令和5年度の補助対象経費額が補助金額を上回っており、交付確定額に影響はないものの、予算執行における補助金の精算にあつては会計年度独立の原則に基づく運用への改善を求める。

また、実績報告の確認の際には、上記原則に基づく運用へ確認に努められたい。(改善事項)

(3) 事務処理上の軽易な誤り等があったことから、改善を求める。(注意事項)

○監査結果の区分等

監査結果については、「勧告」、「指摘事項」、「改善事項」及び「注意事項」の4つに区分している。その取扱基準、報告及び公表は、次のとおりとなっている。

区分	取扱基準	報告及び公表
勧告	(1) 法令等に違反しているもの ※等：訓令や内規など (2) 故意又は過失により重大な損害等が生じたもの ※等：影響を与えることや不適切なことなど (3) 事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの ※等：予算の執行や事業の実施 (4) 著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの (5) 過去の監査等で改善事項とされ、まだ改善又は見直しへの取組が行われていないもの又は不十分と認められるもの	監査等の結果報告書に「勧告」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
指摘事項	上記（1）から（5）に該当し、「勧告」に当たらないものとする。	監査等の結果報告書に「指摘事項」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
改善事項	(1) 法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるもの (2) 現時点で、損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるとして認められるもの (3) 指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの (4) 経済性、効率性、有効性の観点から改善又は見直しを検討する必要があると認められるもの (5) 所属する部署だけでは改善又は見直しが困難で、他の部署等との調整が必要と認められるもの ※等：関係機関や団体 (6) 制度上の不備等で検討が必要と認められるもの ※等：制度がない、規定がない、取扱いが決まっていないなど (7) 過去の監査等で注意事項とされ、まだ改善又は見直しへの取組が行われていないもの又は不十分と認められるもの	監査等の結果報告書に「改善事項」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
注意事項	(1) 事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるもの (2) 現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの (3) その他、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるもの	監査等の結果報告書には具体的な事項は記載せず、注意事項があった旨のみを記載する。また、別途、「注意事項」として取りまとめた上、担当部長に対し文書により通知する。